

平成 30年 7月 31日 開会

平成 30年 7月 31日 閉会

平成30年（2018年）第3回

紀北町議会（臨時会）会議録

平成30年第3回紀北町議会臨時会議事日程 平成30年7月31日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第45号 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約の締結について
第 6	議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結について
第 7	議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
	閉 会

平成30年（2018年）第3回紀北町議会臨時会会議録
（第1号）
平成30年7月31日（火曜日）

平成 30 年（2018 年）第 3 回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

招集年月日 平成 30 年 7 月 31 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成 30 年 7 月 31 日（火）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10 番	入江康仁
11 番	家崎仁行	12 番	玉津 充
13 番	奥村武生	14 番	東 清剛
15 番	平野隆久	16 番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
総務課長	濱田多実博	財 政 課 長	水谷法夫
住 民 課 長	上ノ坊健二	環境管理課長	玉本真也
商工観光課長	玉津裕一	建 設 課 長	植地俊文
海山総合支所長	玉津武幸	教 育 長	村島赳郎
学校教育課長	宮本忠宜	生涯学習課長	井土 誠

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6番 樋口 泰生

7番 太田 哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

家崎仁行議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名でありまして、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配布したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。

平成30年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年7月31日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第45号 | 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約の締結について |
| 第6 議案第46号 | 多目的会館改築工事請負契約の締結について |
| 第7 議案第47号 | 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号） |

以上でございます。

家崎仁行議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1

家崎仁行議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6 番 樋口 泰生君

7 番 太田 哲生君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

家崎仁行議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

家崎仁行議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 7 月 24 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された案件は、議案第 45 号 紀北町クリーンセンター改

修工事請負契約の締結について、議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結について、議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の計3件であります。

次に、地方自治法第235条2第1項の規定により、例月出納検査についてであります。普通会計の平成29年度5月分と平成30年度5月分について、また、水道事業会計の平成30年度5月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

家崎仁行議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり誠にありがとうございます。早速ではございますが、本臨時会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、平成30年7月豪雨災害支援活動についてでございます。平成30年7月豪雨災害の現時点における本町に関する支援活動につきましては、被災市区町村応援職員確保システムにより、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会が、今回の全国にわたる大雨災害に対し、現地調整会議を設置し、三重県が広島県安芸郡熊野町の対口支援団体として支援することが決定されたことを受けまして、本町に応援職員の要請があり、7月21日土曜日から三重県の第3陣応援職員として1名の職員を派遣いたしました。

業務内容は被害認定調査、仮設住宅の受付補助、災害廃棄物の処理現場補助、在宅避難

者の支援事業などを実施いたしました。

派遣した職員は9日間の任務を終了し、7月30日に紀北町に無事帰着いたしました。

今後も熊野町からの応援要請があることが予想されますことから、職員の派遣を実施したいと考えております。

また、義援金の受付についてであります。現在、本庁住民課窓口と、海山総合支所住民室窓口におきまして、義援金箱を設置して受付を実施いたしております。なお、義援金は紀北町社会福祉協議会を通じて被災地にお届けいたします。住民の皆様からの被災地への義援金等のご支援に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

続きまして、台風12号の影響による被害状況についてでございます。台風12号につきましては、7月29日、午前1時頃に伊勢市に上陸後、1時間におよそ35kmの速さで西北西に進み、31日現在も屋久島付近の海上に停滞し、ゆっくりと西に進む予報となっております。この台風の影響によりまして、紀北町では7月28日、12時45分に暴風警報、同日20時11分に大雨警報が発表され、21時10分、災害対策本部を設置し警戒にあたりました。また、消防団につきましては、28日の朝、高潮等に対する樋門の閉鎖作業を実施いたしました。

住民の方の避難状況であります。東長島公民館ほか11箇所に56名の自主避難者がありました。被害の状況であります。人的被害また民家をはじめ町道等の町関連施設におきましても、現在のところ特に被害等の報告は入ってございません。

以上、2件をご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど台風の被害状況等のところで、紀北町では7月28日、12時48分に暴風警報とお話させていただくところを読み間違いましたので、訂正をお願い申し上げます。

家崎仁行議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第7

家崎仁行議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日と決定したことにより会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5 議案第45号から日程第7 議案第47号の3件について、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第45号 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約の締結についてであります。平成30年7月19日に入札執行した、紀北町クリーンセンター改修工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結についてであります。平成30年7月

12日に入札執行した、多目的会館改築工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,239万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の議案につきまして、提案理由を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議のうえご可決賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

家崎仁行議長

続いて、議案第45号の内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

それでは、議案説明に入らせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第45号 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 紀北町クリーンセンター改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 12億4,200万円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目4番地

水 i n g 株式会社中部支店

支店長 八須 克雅

平成30年7月31日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町クリーンセンターを改修するため、平成30年7月19日に入札執行した紀北町クリーンセンター改修工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

紀北町クリーンセンター改修工事につきましては、平成 30 年 3 月 19 日の 3 月議会定例会におきまして議決をいただきました、し尿適正処理推進事業の改修工事に伴うものでございます。

老朽化した紀北町クリーンセンターを改修することにより、より環境に配慮し、より安定的・衛生的に、かつ長期的に適正処理を継続していくことを目的としております。

この改修工事につきましては、平成 30 年 7 月 19 日の午後 1 時 30 分から入札を執行いたしました。

公告の競争入札としましたが、入札参加事業者は、1 社でございました。

結果、12 億 4,200 万円で、水 i n g 株式会社中部支店が落札いたしました。

工事の設計金額、予定価格につきましては、12 億 8,520 万円でありましたので、落札率は約 96.6%でございます。

競争参加資格につきましては、紀北町入札参加資格者名簿に、機械機具設置工事かつ清掃施設工事で登録されている特定建設業の許可をもつ者のうち、施行実績としては、地方公共団体が発注する日量 35 キロリットル以上の高負荷膜分離方式のし尿等の処理施設建設工事を元請として施行し、平成 25 年 4 月 1 日から入札公告日までに竣工した実績がある者であること、かつ建設業法上の本店、支店、営業所が東海 3 県にある者とし、参加資格申請時には、紀北町クリーンセンター改修工事に伴う技術提案を見積設計図書として提出していただき、施行・管理を委託しております、一般財団法人三重県環境保全事業団による提出事項の技術評価により、適正であった業者による入札執行といたしました。

本工事につきましては、本会議でお認めいただければ、議決を得た後に、本契約となるものであります。

それでは、工事費、工事概要などのご説明をさせていただきます。

2 ページの資料 1 をご覧ください。

工事費ですが、請負金額は、12 億 4,200 万円でその内訳として工事価格が 11 億 5,000 万円、消費税が 9,200 万円でございます。

工事概要ですが、本体工事については、「1 機械設備工事」、「2 配管・ダクト設備工事」、「3 土木・建築工事」、「4 電気・計装設備工事」であります。

1 機械設備工事の内（1）受入設備工事につきましては、搬入されたし尿等を受け入れ、沈砂・破碎し、直接脱水設備に送る設備の整備であり「真空ポンプ」、「沈砂洗浄タンク」の据付などに関する工事であります。

次に、(2) 直接脱水設備工事につきましては、受入設備から移送されたし尿等を脱水汚泥含水率 70%以下として、ホッパにより汚泥を外部搬出できる設備の整備であり「ポリマ自動溶解装置」、「汚泥脱水機」、「脱水汚泥コンベア」、「脱水汚泥ホッパ」、「各種ポンプ等の据付」などに関する工事であります。

次に、(3) 貯留設備工事につきましては、有効容量 70 m³の貯留槽を新規に整備する際に必要な「攪拌ブロウ」「各種ポンプ等据付」などに関する工事でございます。

次に、(4) 主処理設備工事につきましては、膜分離装置による脱窒素処理を行うことで安全にかつ安定してし尿等の処理を行う設備の整備であり、「膜分離装置」、「プレススクリーン」、「各種ポンプ等据付」などに関する工事でございます。

次に、(5) 高度処理設備工事につきましては、活性炭の吸着力を利用して、CODや微量の有機物を除去し、無色・透明な処理水にする設備の整備であり、「活性炭吸着塔」、「各種ポンプ等据付」などに関する工事でございます。

次に、(6) 消毒移送設備工事につきましては、処理水を消毒する薬品を貯留する槽のほか、薬品を自動的に各設備に移送するポンプや処理水を移送するポンプ設備の整備などあります。

次に、(7) 脱臭設備工事につきましては、各処理工程から発生する臭気を高濃度、中低濃度の2系統に分けて脱臭する設備の整備であり、「高濃度脱臭装置」、「高濃度臭気ファン」、「各種ポンプ等据付」などに関する工事でございます。

「機械設備工事」につきましては、以上であります。

次に、2 配管・ダクト設備工事については、施設内各設備機器とポンプ及び水槽等を接続するための配管や試料採取用のコック及びドレンコック等の設置に係る工事であり、耐食性及び強度に配慮した材料を使用し保守点検の作業性や外観に配慮した工事を行うものであります。

次に、3 土木・建築工事については、施設敷地内に処理能力2日分にあたる有効容量70m³の貯留槽を整備する「貯留槽増設工事」のほか、受入設備、直接脱水設備、貯留設備における水槽の「水槽防食工事」、新たな設備及び既設設備の「塗床工事」、あと改修後の機器配置や室内環境に合わせた空調機器、照明等の「建築設備工事」などがございます。

次に、4 電気・計装設備工事については、施設の性能を保持し、処理能力の向上、処理の安定化、省力・省エネルギー化及び作業改善を図れるよう必要な電気設備・受変電設備・動力設備・動力配線設備・計装設備・監視制御盤設備などに関する工事でございます。

「本体工事」につきましては、以上であります。

次に付帯工事としましては、「仮設切り回し工事」や、既設の焼却設備や運転管理する際に支障が生じる設備・機器の「撤去工事」でございます。

「その他の工事等」については、「試運転及び運転指導」、説明用パンフや予備品・工具などでございます。

紀北町クリーンセンター改修工事の工事概要については、以上であります。

工期でございますが、工期につきましては、議決の日から平成32年3月25日までを予定してございます。

続きまして、議案書3ページの資料2をご覧ください。

先ほど資料1で契約に係る工事概要をご説明いたしましたが、資料2は参考のため紀北町クリーンセンター改修工事における、工事概要ごとの設計金額を記載したものでございますのでよろしくお願いたします。

続きまして、4ページの資料3をご覧ください。

紀北町クリーンセンターの「配置図」でございます。

既存施設の規模概要について説明いたします。右上覧をご欄ください。

施設所在地につきましては「紀北町三浦 812 番地 9」で、敷地面積については、「約1万6,000㎡」、施設の構造につきましては、「鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階」であります。

既存施設の処理能力は、日量28kLでありまして、平成6年3月に竣工し、翌月4月から稼働を開始いたしました。

続きまして、紀北町クリーンセンターの「平面図」について、5ページの資料4をご覧ください。ご説明いたします。

この平面図に基づき、改修工事にかかる主な設備及び手順の概要について説明させていただきます。

本契約となり施行を開始した際には、秋頃から現施設を運転しながら本格的な仮設工事を伴う改修工事の開始を予定してございます。

図面上部の①をご覧ください。この箇所については、し尿等の汚泥を場外搬出するコンテナを配置するための場所の仮設置と場外へ臭気を漏れるのを防ぐ脱臭設備の仮設置を行います。コンテナを設置する仮設置箇所については、左端の写真のようなイメージでございます。

次に施設右上の②及び③であります、「し尿等の仮設受入口と仮設テントの設置」を行います。イメージ写真については、写真中央の2枚となります。

次に図面右の④であります「バキュームカーで搬入されるし尿等の搬入量を計量するための仮設トラックスケールの設置」を行います。イメージ写真については、右端になります。

次に、6ページの資料5をご覧ください。

本工事の概要についてご説明させていただきます。

図面上部①をご覧ください。こちらについては、現在、倉庫となっている個所に「日処理量2日分に当たる70 m³の貯留槽」を新たに整備いたします。

次に図面左の②をご覧ください。こちらは現在「汚泥の乾燥焼却炉室」となっていますが、これを廃止し、「汚泥等の直接脱水機と汚泥ホッパ」を新たに整備いたします。

次に図面中央辺りに位置します③であります、「沈砂の洗浄設備」を整備します。

④については「UF原水槽」を改修し、「新たな処理設備であります浸漬膜による膜分離装置」を整備いたします。

⑤については「既設の膜分離設備を撤去し、活性炭吸着塔」を設置いたします。

⑥については、現施設での処理設備でありますチューブラー膜処理設備に使用していた高架水槽と前処理設備を撤去し、「高度脱臭装置」を設置いたします。

⑦赤い点線の部分については、これは地下階の施設となりますが、「既設の継続利用する水槽の防食と補修」を実施いたします。

この本体工事の施行後、設備に係る本性能試験を実施し、その結果を経て完成検査を実施したうえで、平成32年3月の竣工を予定しております。

以上が、改修工事にかかる主な設備の整備手順の概要でございます。

7ページの資料6をご覧ください。

改修後にかかる主な変更点とその内容について、説明をさせていただきます。

青い線の欄が、現在稼働中の既存設備で、赤い線の欄が改修後の設備でございます。

説明は赤い囲いの「改修後」の欄からさせていただきます。

改修後のポイント①ですが、汚泥焼却設備を廃止し、既設の汚泥脱水設備を直接脱水設備に変更し低含水率の脱水汚泥として場外搬出し資源化していくことで環境に優しい設備となります。

次に、ポイント②ですが、貯留槽を70 m³増設し受入容量を増量することで、安定的な

し尿等の受入及び処理が図られます。

次に、ポイント③ですが、チューブラー膜を浸漬膜にすることにより処理能力の不足が解消され、浄化槽普及に伴い増加する浄化槽汚泥の性状に対応した設備となります。

ポイント④については、施設において発生する臭気対策として、高濃度脱臭設備を整備することで、周辺環境に対し、さらに配慮した施設となります。

以上で、議案第45号 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

続いて、議案第46号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

おはようございます。

それでは、議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 多目的会館改築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1億9,310万4,000円 |
| 4 契約の相手方 | 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地
株式会社平野組
代表取締役 平野 金人 |

平成30年7月31日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町多目的会館を改築するため、平成30年7月12日に入札執行した、多目的会館改築工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

ここで、資料はございませんが、多目的会館の整備目的と、入札の経緯について、ご報告させていただきます。

まず整備の目的でございますが、多目的会館の老朽化に伴い改築するもので、長島地区の地域活動の拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に資する施設として改築いたします。様々な地域活動や学習・文化活動の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集、意見交換などができる交流の場として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

次に、入札についてご説明いたします。

この工事の入札につきましては、入札公告を平成30年6月13日に紀北町ホームページで公告いたしました。

この中で、本入札への参加資格を平成30年度紀北町建設工事発注標準で定める建築工事「A」ランクの者といたしました。

入札参加資格審査申請書の受付期間は、平成30年6月13日から7月5日までとし、この間に、3社から申請がございました。書類審査の結果、3社とも参加資格要件を満たしておりましたので、平成30年7月6日付けで競争参加資格事前条件確認通知書を通知しております。

入札は、平成30年7月12日に執行し、3社が応札いたしました。

入札の結果、株式会社平野組が、1億9,310万4,000円で落札しました。なお、予定価格は1億9,619万9,280円でございますので、落札率は98.42%でございます。

それでは、9ページ資料1をご覧ください。

工事費につきましては、請負金額が1億9,310万4,000円、その内訳の工事価格が1億7,880万円、消費税が1,430万4,000円でございます。

工事概要につきましては、建築工事、電気設備工事、給排水衛生空調換気工事、解体工事となっております。

主な工事内容につきましては、建築工事が鉄骨造3階建て、仮設工事、土工事、コンクリート工事、鉄骨工事、金属工事、建具工事、防水・塗装工事、エレベーター工事、外構工事ほかでございます。

電気設備工事は、幹線動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、非常照明・誘導灯設備工事、自動火災報知設備工事ほかでございます。

給排水衛生空調換気工事は、衛生設備工事、空調換気設備工事でございます。

解体工事は、造作解体、廃材運搬処分でございます。

工期におきましては、議会議決の日から平成31年3月20日となっております。

続いて、10ページ資料2をご覧ください。

この資料は、設計金額の内訳を工事費と工事概要別にあらわしたものでございます。工事費につきましては、設計金額が1億9,619万9,280円、その内訳の工事価格が1億8,166万6,000円、消費税が1,453万3,280円でございます。

工事概要と主な工事内容につきましては、9ページの資料1と同様でございます。こちらは、諸経費を含んだ金額で表示いたしております。

それぞれの設計金額が、建築工事は、1億2,791万1,000円、電気設備工事は1,359万9,000円、給排水衛生空調換気工事は2,791万1,000円、解体工事は1,224万5,000円、これに消費税1,453万3,280円を合わせ1億9,619万9,280円となっております。

続いての資料でございますが、資料3から資料6は、今回の工事の説明図面となっております。

11ページ資料3をご覧ください。

図面左が工事場所の付近見取り図でございます。図面中央付近の斜線で表示してあるところが、建設場所でございます。図面の右側が敷地内の配置図で、下が隣接道路、上が建設する建物でございます。建物の前の部分が駐車場となっております。

建物の構造は、鉄骨造3階、面積といたしましては、屋上が48.80㎡、3階が159.49㎡で、ホールや倉庫、2階が159.49㎡で、調理室・和室・倉庫、1階が165.49㎡で、交流集い室・研修室・事務室等となっており、合計484.47㎡でございます。

続きまして、12ページ資料4をご覧ください。

こちらは建物の立面図となっております。左側の上が南立面図で、建物を正面から見て正面右に屋外階段を接続し、避難階段には警報装置付き非常用扉を設置いたします。

屋上は、地上高10.75m、周囲に高さ1.5mのフェンス設置いたします。

続きまして、13ページ資料5をご覧ください。

左側が1階の平面図、右側が2階の平面図となっております。

1階の右側の交流集い室46.22㎡は、気軽に立ち寄ってくつろぐ交流の場として整備いたします。また、奥には、研修室26.33㎡があり、少人数の打ち合わせに使える場所として整備しますが、交流集い室とは可動間仕切りで仕切り、2部屋つなげて使用可能となっております。

右側2階平面図に移りまして、調理室は、41.77㎡で、現在と同様に、調理台を4台設置する予定で、IH調理台、オープン、電子レンジ、炊飯器等設置したいと思います。和室は25.52㎡、14畳あり、各種サークル活動に活用いたします。

続きまして、14ページ資料6をご覧ください。

左側が3階平面図となっております。こちらはホール1と2を併せ、72.55㎡となり、可動間仕切りを設置し、小規模のイベントや研修に対応、また、研修やイベントが行いやすいよう、音響設備・プロジェクター等の備品の設置をいたしたいと考えております。

右側の屋上は、地上高10.75m、周囲に高さ1.5mのフェンスを設置いたします。こちらは、山まで逃げられない方や、逃げ遅れた方がやむを得ず避難する場所として、3階屋上までの階段を設置することといたしました。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

家崎仁行議長

続いて、議案第47号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度 紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度 紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,239万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月31日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、2,506万1,000円を増額し、8億9,660万8,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れするものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、74万8,000円を増額し5億7,554万5,000円とするものでございますが、平成30年7月豪雨災害復興支援事業は広島県熊野町の復興支援のため、職員2名を3週間派遣する旅費等を新たに計上するものでございます。

第5目・財産管理費は、822万4,000円を増額し、2億2,141万6,000円とするものでございますが、建築基準法施行令不適合のブロック塀の対策のため、庁舎管理事業は本庁舎2カ所のブロック塀の撤去及びフェンスの設置費を、町有財産管理事業は町民センターのブロック塀控壁設置及び一部撤去費を、地区集会所管理事業は汐見集会所のブロック塀控壁設置費を新たに計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は、369万7,000円を増額し、6,782万5,000円とするものでございますが、墓地管理事業で、長島墓地のブロック塀の一部撤去やフェンス設置費を新たに計上するものでございます。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第3目・観光費は、38万9,000円を増額し、1億4,591万5,000円とするものでございますが、体験型イベント交流施設管理運営事業で、ブロック塀の控壁設置費を新たに計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、970万8,000円を増額し、1億5,837万2,000円とするものでございますが、小学校管理運営事業はポリ塩化ビフェニル、略称PCBの受入れ決定による処分費等の事業委託料を、小学校校舎等施設営繕事業は西小学校、引本小学校及び矢口小学校のブロック塀等の撤去及びフェンス設置費を、休校学校等管理事業は旧島勝小学校のブロック塀の控壁設置費を新たに計上するものでございます。

第4項、第1目ともに幼稚園費は、229万5,000円を増額し、6,155万1,000円とするものでございますが、幼稚園管理運営事業で、紀伊長島幼稚園のブロック塀の撤去及びフェンス設置費を新たに計上するものでございます。

以上で、議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

家崎仁行議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

家崎仁行議長

ここで、10時30分まで休憩といたします。

(午前 10時 13分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

日程第5

家崎仁行議長

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第5 議案第45号 紀北町クリーンセンター改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

奥村武生議員。

13番 奥村武生議員

7ページの改修後の処理の中の図面なんですけども、よろしいですかね。改修後の中の下の図のですね、直接断水設備、いわゆる受け入れて、直接断水設備、下のほうへラインがあって、脱水汚泥、場外搬出という、これはどういうことになるのかということ、ちょっと1つわかりづらいんですよ。何を場外搬出するのかという、どれだけの量のものを、入ってきたどれだけの量のものを、どのような形で場外搬出をどうしていくのかということですね。

それから、その隣にある貯留というのは、何かここへ溜まるんかということもわからないのですわ。

それから、処理設備とかいうて、3番になっているけども、これはそうすると保留のものをここで処理するんでしょうけども、保留のものはどれだけあって、それをこの処理でどないなるんかということ。

それでさらに進んでですね、活性炭ここまでずっと来ておるわけやけども、このプロセスが何を、受け入れたものをどのような形で脱水汚泥をして、場外搬出をする。そして何が残るのか、どれだけのものが。それでどれだけのものをどんなポイントで、どのような処理をしていくのか。それでこれもわからん。次の高濃度処理設備というのは、これはどれだけのものをどないするのかという。

それで最後の部分で蒸発または放流と書いてあるんやけども、どれだけのものをどんな放流するのかということ、これできるだけ詳しく説明してほしいんです。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず改修後の各工程についてのご質問でございました。まずし尿脱水汚泥がクリーンセンターに運ばれてきた場合、それらについてはまずタンクに貯めてから、固形物等を全て取り除いて液体化します。その液体化できない固形物については、含水率を70%以下として場外に搬出して、これは資源化していきます。取り除けなかった水と申しますか、処理が必要な水については、その後、膜分離装置に送りまして、そこでスクリーン透過してきれいな水に変えてきます。きれいな水と申しましても、微量な汚れ等がございますので、最終的には活性炭吸着等で無色、透明、無臭なものにして放流をしていくというものでございます。

あと貯留ということもございましたが、これは今回35キロリットルに増量しますので、

今までの設計よりもたくさんのし尿脱水汚泥が入ってまいります。その土日処理分として、およそ2日分ですと、70m³が必要なんです、それを貯留するために増設が必要となったものでございます。

あと高濃度脱臭設備のご質問もございました。これにつきましては、脱臭設備ですので、各工程ごとにいろいろな臭いが発生します。そこは中低濃度臭気と高濃度臭気と二つに分かれるんですが、それらを各部署ごとに集積して脱臭して、臭いのない空気として放出するというものでございます。

あと放流水の量の関係なんです、日量約56トン程度になるというものでございます。

以上だったと思うんですが、抜けていたら申し訳ありません。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

そうすると固形できるものは外へ出してあれすると、し尿のほうは有効に使うと。それで固形できない、ある面では汚れた水をずっと右へ右へ行くということやね。それでその放流する56トン、これ1日の量、これは大変な量なんやけども、本当にまったく環境に影響ないのかどうかという、前はそういう放流せなんだわけなんですけども、なんで前のような形でせんと放流という形をとったのかという、放流というてもやっぱり海へ放流するわけですから、漁業にまったく影響ないといいきれるんやね、100パーセント。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず放流水、処理水の関係なんです、これは今まで問題があったから蒸発散施設をやっていたというわけではなくて、あくまで自然界に放出してもまったく問題ない水でございました。ただイメージ的には流したくないというような事情もあって、蒸発散施設というような全国でも類を見ないような施設があったわけですが、昨今ですね、放流するという方式というのが、これはもうほとんど主流でございまして、ほとんどがそういった施設になってございます。

また、どことは申し上げられませんが、近場のそういった清流と言われる川においても、放流されている実績のある施設もございまして、それとまったく同じ同程度の処理水とした格好となってございますので、それは問題ないと思います。また、海への影響というこ

とを申し上げられました。今回この施設改修にあたっては、当然生活環境影響調査も行います。その結果を見て最終的には放流ということになりますが、極めてそういった事態に、放流できない結果が出るということはないものと考えてございます。以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

例えば完成してですね、それで放流するとして、その放流した水をですね、放流した水を徹底的に分析してほしいと思うんですよ。放流できて放流すると、それを微に入り細にわたり、まったく影響ないのか、その資料を提出してもらって、私も学者のほうで徹底的にやりますけども、それを是非出してほしいと。それでちょっとでも変なものが入ったら、三浦というところの漁業に重大な影響を与えるわけですから、その辺はくれぐれもお願いしておきたいんですけども、いかがでしょうかね。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

放流水の水に関しては相当我々も気をつけねばいけないという認識でございます。これまでもですね、処理水の状態については、地区の皆さんに施設に立ち入っていただいて、すべて公開してまいりました。異常といったものは今までございません。処理水の確認ということなんですけど、これは現在もやっておりますし、新しい施設の完成後もそうなんですけど、毎日水の状態を監視してございますが、そこは問題ないかと考えてございます。

家崎仁行議長

ほかにございませんか。

玉津充君

12番 玉津充議員

先ほど資料4で仮設工事、それから資料5で本体工事の説明を受けたんですが、この工期がですね、1年6カ月の工期になると思います。例えば今年度30年度で区切った場合、そして、31年度の上期・下期で区切った場合ですね、そういう時期単位の日程計画というか、進捗計画というのは持っておられますか、教えてください。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

年度では大変区切りにくい工事となるんですが、基本的には今年度の秋頃から、いわゆる施設をいじり始めるという工事が始まりまして、来年度の8月末までにですね、新たな貯留槽でやるとか、脱臭装置等を設置します。8月の時点で新設の新しい処理方式に切り替えをしまして、31年の9月から3月末までにかけて、新しい処理工程での施設を運転して状態を確認しながら完成検査に入っていきたいと、そのように考えてございます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

その日程計画はお宅の課のほうと、請負業者のほうでちゃんと工程表に落としたものを持っておられるんですか。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

あくまで実施設計に入る前の段階ですのでズレはございますが、おおよそ4期程度の工事を計画しておりまして、それらの工程については現在示されたものがございます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

当然お持ちだろうと思いますけど、きっちり時期、時期でチェックしながらですね、進捗を進めていってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

はい、工期については必ず33年度から新たな処理施設ということを目指しておりますので、きちっとそこは監視をしていきたいと考えてございます。

家崎仁行議長

ほかございませんか。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

質疑をさせていただきます。1つは排水の流れ、これは海へ流れると思うんですが、どういう格好で流れるんですか。水路をつくるのか新たに。どういう格好で流すのかというところを説明を願いたいと思います。

それと県内でのね、こういうシステムで乾燥焼却設備でなくて、今回やろうとするところはおられるのかどうか、その点を、その市町のやっているところをちょっと教えてほしい。

それと最後ですが、三浦地区との公害防止協定が交わされておりますけれども、そこら辺は内容的には全然変わらないのかどうか。どうもちょっと変更して、そういうところも考えないかのやないかという話もありましたけど、そこら辺ありましたらちょっと教えていただきたいと思います。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず排水につきましては、施設の横を流れております太地川のほうに放流をしていくという計画でございます。56トンというとかなりすごい量のように聞こえるんですけども、30センチも満たないUV管でダラダラと流れているというイメージで考えていただいたらよいかと思います。

あと脱水汚泥の搬出なんですが、現在ほとんどのし尿処理場の建設にあたってはこういった形になっています。脱水汚泥はそのままゴミになっていくというものではなくて、資源化もできますし、また、焼却場に入れることによって助燃材、熱を上げるための材料としても使われておりますので、そういったものが使われています。

また、近隣では熊野市さんも確か新しいそういった方式になっていたと、私は記憶してございます。

あと協定の内容なんですが、今回放流をするということを決定いたしまして、地区の方にも同意をいただいたんですが、あくまで放流ということは気を使ってございまして、もし何らかの異常があったら直ちに止めるであるとか、また監視状態をしっかりと見ていただくとか、そういった内容にすることで現在、地区の役員様とは話を進めてございます。以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

今の説明でたいがい僕もわかるんですが、実際に地区の総会なんかでも、このやり方自体がちょっとわからない。そういう格好では質問も本当に少なかったのは事実です。しかし、あそこでいろいろ桜広場で憩う人もおられるし、散歩もする人もおるし、子どものところの端ですから、当然そういういろんな臭いやらそういう迷惑をかけるようなことがあったら、やっぱりこれはこれだけの大きなお金を使ってやるんですから、絶対大丈夫だという課長の考え方も、今までも聞いておりますけれど、そこら辺では絶対そんなことはないという確信を持たれておられるのか、ちょっとはっきり言っていただきたい。

公害防止協定については、乾燥焼却がなくなるということについては、当然大きな変化ですから、そこら辺は不安を持っておられる方もおられますが、今後そこら辺では公害防止協定もきちっとしてやっていただきたい、そのことを思いますが答弁だけいただいて終わります。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず臭いのことです。臭いと水については相当気を使ってございまして、いろんな事例等を見ましたが環境に影響が出るような事態が発生したということとはつかんでございせん。また、メーカーもそういった実績があります。ただ、臭いについては相当気を使わなければいけないということで、今回、高濃度脱臭装置を付けますという話をさせていただいたんですが、これは各所で発生する濃度を確実に消臭していこうという意思の下、特に高濃度ということに気をつけて設置させていただいております。

また、水のことについてもですね、今回、機械ですから万が一ということがありますので、もし発生させてしまった場合は、ただちに止めるというような部分を協定で担保していこうという考え方で今、動いておりますので、ちょっと今どうなったということではございせんか、そういうことも考えてございまして、ご理解のほうをよろしく願いたします。

家崎仁行議長

ほかにございせんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

基本的なところでお伺いしたいと思います。

今回、一般競争入札ということですが、20年に一度の特殊な工事でございますが、指名競争とか随意契約とか、そういうことも考えられたものかなと思いましたが、一般競争入札、透明性があって評価したいと思いますのですが、こういう利点があると思って選択されたんだらうと思いますが、そのこととお伺いしたいと思います。

そして、あと県の環境団体かなんかで、環境事業団ですか、適正な会社をしていただいたということなんですけど、愛知県の水i n g、これは今ある設備の会社と同じ会社だと設備をした、三重県内には適正なそういう特殊な会社がなかったのかあるのか。そういうことと同じ会社で利便的なところも、たまたまだと思っておりますが、現在も修理なんかも依頼しているのかお伺いします。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず今回、競争入札を行った理由と利点なんですけど、こういった一系統の施設を改修するにあたっては、ほとんど随契がまた1社応札ということは、我々はつかんでございましたが、ただそれだけではなくて、やはり価格競争性は求める必要があるであろうということで、技術のある方に参加していただいて、価格競争についてを促したという利点があるのではないかなと考えてございます。

あと三重県内にこういったプラント会社があるかということなんですけど、本社・支店等についてはないということでございます。ただ今回、機械器具設置工事と清掃施設工事について登録される、これはあくまで紀北町の入札参加名簿にということなんですけど、それについては24社ございまして、そのうち幾つかがプラント整備可能かということまではつかんでおりませんが、そういった状態でございます。

それとあとすいません。後半の質問がよくわからなかったんですが。

事業団の精査ということですね。三重県環境保全事業団についてですが、施設の計画であるとか、工事の内容について熟知しております、そこに今回の提案のあった業者の提案が全て適正にやられるかどうかということの内容を、見積りの内容について全部審査し検証していただいております。

以上です。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

三つ目の質問はですね、今、24年前ですか、今、工事していただいた会社と同じ会社だと思うんですが、この1社ですね。現在も修理とかそういうのをしていただいているのかどうかお聞きしました。そこのところをもう一回お答え願いたいのと。

本当に価格とか技術とか、あえて一般競争入札にして、こういうところの競争性を高めたということは評価したいと思いますが、価格的にはどれぐらい予定価格に対してになるのかなと思いますけれども、プラスがあったのか、そして、あと当初予算で認めていただいたというお話があったんですけれども、工事は2018年と2019年度にわたるわけで、当初予算をざっと見るとですね、し尿適正処理推進事業というのが5億4,950万円があるんですけれども、全体でいくと12億とかになるのはもう少し予算の中で、これに対してプラスほかのところにあるんだと思いますが、どのような30年度ですべての中に入っているのかどうか当初予算にですね、お伺いします。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

修繕の関係だと思います。現在、施設の設置時点から現在の水 i n g に、プラントの修繕等、大規模な修繕等についてはお願いをしております。小規模は除いてということでございます。あと予算の関係なんですけど、本年度の当初予算でお認めいただいたんですが、債務負担行為といいまして2カ年度にわたるものについては、こういった事業費でやりますということの、そのうちの今年度は30年度分の予算だけを計上しておりますので、翌年度31年度には残りを計上していくという格好でございます。

家崎仁行議長

ほかございませんか。

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

3点お伺いしたいと思います。

座ってよろしいですか。

家崎仁行議長

立って下さい。

1番 岡村哲雄議員

1点目ですね、改修後の7ページですけども、直接脱水装置ですね、固形物を排除するような状況になっておるんですけど、この固形物は資源および助燃材と言われましたけども、資源とするならばですね、これは売却できるものか。あるいはお金を払って引き取ってもらうか。これちょっと1点お聞きしたいと思います。

それから、貯留槽の増設ですね、70m³ですか、70m³増設しておるんですけども、直流脱水設備ですね、固形物を取った場合ですね、かえって減るんじゃないかなという感じをしています。処理量がですね、7キロリットル増えてますので、同じ計算だと思うんですけども、実際は減るんじゃないかなと、ちょっと思いまして、これが2点目でございます。

3点目ですけども、乾燥焼却設備がなくなりますよね、改修後は。ということでこれに関する燃料というんか、燃料はたぶんなくなると思うんですけども、そういうことですね、全般的な費用、固形物が売れるかも含めましてですね、運転資金は改修前と改修後ですね、どれぐらい差があるんかということをお聞きしたいんですけども。

以上ですけども。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず資源化の話でございます。現在当町には資源化施設を置く予定がございませんので、この脱水汚泥については民間に処理を委託する予定でございます。それにつきましては有料となりますので、ただ民間業者が資源化会社に安価ではありますが売却されていくものと、それは聞いてございます。

あと貯留槽70m³が少し大きいんじゃないかという話なんですけど、これはすいません。今まである槽にさらに70m³を追加するということでして、流れとしてはこういった流れではございません。あくまで全体として貯留槽70m³が必要であって、その中で脱水汚泥をしていきながらの処理ということでございますので、これは便宜上こういった形になってはいますが、ちょっと工程が違いますのでご理解をいただきたいと思っております。

あとランニングコストの関係をいただきました。ランニングコストについてはですね、現在の焼却処理と脱水汚泥の場外搬出を比較しました。これは両方ともトンあたり約6,700円程度ということになります。焼却に要した費用と民間処理していく委託料、これが相殺されるのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

家崎仁行議長

ほか、入江康仁君。

10番 入江康仁議員

1点ちょっと確認したいことで、この施設はですね、約2年で総額18億円と、約18億円ぐらいの施設の工事になるんですけど、今回それに対して13億円ぐらいですね、前期のあれで。その中で私は業者がどうのこうのじゃなくて、前にこの施設をつくった紀伊長島町時代の、だいたいその時の予算が、町の予算が7億4、5,000万円だった。それがあの日、突然17億円ぐらいになってやった施設なんです。一応疑惑も出てマスコミもちょっと騒ぎかけたこともあるんですけど、それが収まって今の業者が今回、約18億円で2年にかけてやってきたと。でいいんですよね。来年の工事は約5億円ぐらい、合わせて13億円か。どうもそこだけちょっと勘違いしておった、そんなら訂正いたします。

総額13億円ということで約20年に、今ね、私が言いたいことは要はこの地域の今、経済的な行政に関するもんが低迷しております。また、13億円という大型事業でございますので、やはりこれのこの地域の活性につながる、やはり低迷している土木業者、建設業者、いろんな電気業者とかいろいろ関連があがっていますが、それに対する配慮というか、要は大手の特殊事業に関してはですね、一旦落札したらもう金額そのものをよそへ持って行って、自分たちでやって地元の業者が潤わなかったというような今までたくさん聞いています。

今回ここまで紀北町も低迷しておる中でこれを一つの活力を与えるためにも、地元業者に対するやっぱり優先的な特記事項みたいなあれをきちんと業者に伝えてあるのか。また契約書にそれをうたってあるのか。そして、そこを1点と。

もう1点は、それを工事期間の中でそれを実行しなかった場合は業者が、やはり紀北町としてはどれだけの拘束力を持つのか、ちょっと答弁をお願いいたしたいと思います。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

地元へのはですね工事費、多額でございますので何らかの還元ということは常に検討はしてまいりました。入札にあたりまして改修工事にかかる発注仕様書というものもつくります。そこで担保をさせていただいたというふうに考えてございます。

具体的には受注者に対しては工事に先立ちまして下請け業者と各種申請書を出していただきます。それを出していただいて町の承認を受けてから施行するということになっていきますので、担保という時点ではそういうことになっています。また内容につきましては、下請業者を選定する場合は本町または隣接管内に本店を有するものを優先して選定するようにと求めていますので、そこは下請業者を使っただけのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

私いつもRDFの関係もよく言うんですが予算に関連してね。要はあの工事でもそうなんです。あの工事でもやはりメンテナンスの中で年間1億2,000万円、今年は1億8,000万円ですか、あがっていますけども海山と長島のあれで、その工事そのもの自体がよその業者で僕が言うまでは、よその業者でみなしとったんや新宮とか。地元のそういう業者がなかったんかというたらあったんですよ。だから今、紀北町のいろいろな意見等のことで改善はしてきていますけど、そういうことにならないようにこの一つの事業がやはり紀北町の経済の起爆剤になるような関係の中でですね、請負業者を指導して行っていただきたいと思いますが、そこはどうでしょうか。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

施設の設置と性能どおりの完成というのが第一目的ですが、議員がおっしゃられたようにやはりそこは地元業者の活用という部分があると思いますので、そこはしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

家崎仁行議長

ほかにございませんか。

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

約5点につきまして質問させていただきます。

まず1点としては計画処理量についてですね、それで今、計画処理量が35キロリットルです

ね。それになっていますけれども、この間の3月議会の時に私ちょっと発言させてもろたんですけども、計画処理量の設定のところですね、平成27年が計画が31.3キロリットルに対して30.2キロリットル、28年度が31.3キロリットルに対して29.7キロリットル、29年度でちょっと31.1キロリットルの計画に対して、どれだけになっておるかちょっとわかりませんが、これから見るとですね、35キロリットルでの容量は必要ないんじゃないかというような感じがするんですけどね。そこについて1点お答え願いたいと思います。

それから、資料6においてさっきの消毒移送設備ですね、蒸発散または放流するということになっていますけども、これ56トン／日というふうになっていますけども、この装置を24時間稼動するならば1時間あたり2.3 m^3 、1分間38リットル、それからこれが8時間稼動であるならば7 m^3 、1分あたり117リットルというふうになりますけれども、これでは蒸発散または放流となっていますけども、これは蒸発散は初めから指定しているのかどうか、そこについてちょっと確認を求めます。

それから、建物地盤の強度について、これについてちょっとどうなっているのか、ちょっと詳しくお聞きします。

それから、脱水ケーキなんですけども、この脱水ケーキの搬出については以前は灰を排出していたと思うんですけども、灰だったらわずかしか出ないと思うんですけども、灰の時の処理費用とケーキの時の処理費用、金額的にどれぐらいかかるのかということをお聞きします。

それから、先ほどの2点のところに戻るんですけども、蒸発散方式というのはこれはボイラーがあったから、蒸発散方式ができたのかどうか。また蒸発散または放流となっているということは両方をどちらかに、どちらかを採用するかまだ余力があるのかどうか。どちらかにまだ決定せずに両方どっちでもいけますよという余力があるのかどうかちょっと確認します。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず計画処理量35キロリットルが少し多いのではないかというご質問であります。今回この処理量を決定するにあたりましては、し尿では何リットル、合併処理浄化槽汚泥では1人あたり1日何リットルというものを計算しまして、それを平成33年度の稼動時には一体何人そういった処理人口が必要なのかということ想定した結果、35キロリットルに

なったというものでございます。

あと31キロリットルとかいろいろな数字を申されましたけど、ちょっと何の数字かわかりません。ちょっと申し訳ありません。お答えがちょっとしやうがございませぬ。

あと蒸発散施設についてのことを2点いただきました。2つ同時にという回答にはなると思うんですが、まずボイラーがあったからそういった施設に流し込んだということではなくて、冷たい放流可能な水を地中に放出して植物等の生物活動の中で気体に放出させるという考え方の施設でありました。そういったものでございます。

あと建物の強度ということなんですが、この建物自体がですね、地下に巨大な貯留槽を置いてございまして、これはどういった地震にも耐えられるような相当強度なものでございますので、強度については問題ないというふうに確認してございます。

あと脱水ケーキの費用のことを言っていたかと思うんですが、先ほど岡村議員の中でもお答えさせていただいたとおり、灰の処理と脱水ケーキを出す処理、あとまた灰をつくるにあたっての燃料費とそういった費用すべてをそう考えても、焼却処理であっても今回の脱水ケーキを出す処理であっても、1トンあたりが処理費が約6,700円ということで同額程度になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

5番目。

玉本真也環境管理課長

あと蒸発散と放流の関係ですが放流をさせていただきますということで、漁協さんにおきましても地区に対しましてお願いをございまして、三浦区のほうからはそれで良いということで同意をいただいておりますが、これはあくまで決定するというのは環境影響調査上まったく問題ないという答えが出てから最終的な放流と判断をしていきますので、現在併記でこういった記載をさせていただきます。

以上です。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

じゃあ計画処理量についてですけども、これは始神テラスの処理量が増えるという下で、計画処理量の設定ということで計画していると思うんですけども、これは平成28年3月に

紀北町が精密機能調査業務報告書という中でやっているんですけども、これから見ていくと30㎡、特にこれからですね人口が減ります。それで処理量が減ると思うんですよね。地元の人口から考えれば。

そして、観光入込客の増加ということを見て、この計画がつくられているんですけども、今現状では計画どおりに進んでない。まして高速道路が将来熊野市までつながった時に利用者がそれほど増えるとはどう考えても思えないんです。そう考えたら35キロリットルの1日処理量というのは過大すぎるんじゃないか、30㎡か32㎡ぐらいでいいんじゃないか、そうですねそれぐらいでいいんじゃないかと考えます。

それから、2番と6番が重複しましたが、蒸発散もしくは放流ということですけども、今三浦には放流ということでお話させていただいているということでございますけれども、蒸発散が可能であるならば蒸発散にしたほうがいいんじゃないかなと、私は思うんですけどもね。どうしても環境影響調査というのは本来は私は前もってある程度しておいてですね、なかなか前もってするというのは難しいんですけども、やり出してやるというのはここに労力が1つ付け加えられますんでどうかなという考え方があります。

それから、建物の地盤の強度についてですけども、今この建物の事務所の下がですね、沈下しています。今、隙間が現実的にあります。今の状態で将来くる南海トラフの地震、震度6から7に対して今の状態で工事もしやっても、この工事をやった施設がですね、被害を受けない大丈夫なのかと、それがやっぱり心配でございますので、そこのお話をお伺いしたい。

要するにいろいろと皆さん聞きたい、またいろいろ話し合いたい部分というのは残されていたと思うんですよね。それを省いて落札してから承認してくださいという話はちょっと手順を省いて、ちょっと無茶苦茶やないかんといいふうに私自身はちょっと思うんですよね。それについてちょっとお聞かせ願います。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず最後の説明を省いてというところなんですけど、今回提案した内容とか処理工程につきましては、2月と記憶しているんですが全員協議会ですべて説明をさせていただいたとおりでございまして、その後、変更等はしてございません。あと人口減少とか言われていましたが、あくまで一般廃棄物処理施設のもちろん人口は減っていくものなんですけど、一

般廃棄物処理施設の建設というのは建設時点の人口またその時点の廃棄物の処理量に応じて建設するというのが、これは大原則でありますので、これは35キロリットル必要というふうに考えてございます。

あと地盤沈下の話をされてございましたが、地盤沈下については隣接する町の一部でそういうことは起こっておりますが、建物が傾くであるとかそういった事態にはなってございませんので、最終的にはこれは転圧して原形を復旧させるということになるかと考えてございます。

あと、蒸発散をそのまま続けてはどうかという話だったと思うんですが、本来ですね、こういった施設は蒸発散というものはごくまれです。我々が調査した段階でも国内で1件しかみてない状態です。というのもそれは処理水というのは、あくまで安全な水であって放流としても構わないというものでございますので、蒸発散の利用というものは考えてございませんし、あくまで環境影響調査の結果をもって放流に切り替えていきたいというふうに考えております。

あと環境調査をもっと早くということなんですが、環境調査する一番の目的というのが今回新しい処理施設ができてから最終的に施設の改修・改良の届けを県に出すということで、最終的にそこへ添付する書類ということで必要になってくるものですので、通常先にするのではなく並行して進めるものということでございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

これは設計書を出してあるからもう35 kL/日を変更することはできないというふうに解釈していいのかどうか。

それから、建物のところの沈下している部分ですけれども、転圧でいいと言われましたですけども、今見えておるところはそれでもいいかもわかりませんが、床下はどうなっているかわかりません。それについて明記されてない。だから、今後そこについて追加工事が発生する可能性があるけども、これについて何らうたってない。だから、おそらくこれ追加工事が出るというふうに私は考えますんで、追加工事の出るような初めからわかっているような工事をやるというのはどうかと、私はそういう気持ちでちょっと最後にお考

えをお聞かせ願いたい。よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず35キロリットルの処理量について、もう今更計画が変更できないのという趣旨でそう書いてないということではなくて、あくまで平成33年度の処理人口あたりの排出量を計算した結果が35キロリットルでありますので、これを変えるというのは処理できない施設を新たに整備するということになりますので、あくまで35キロリットルで整備をしたいと考えております。

あと地盤沈下という話なんですけど、これは特記仕様で担保してございます。施設が適正に処理するために必要と考える、また躯体がですね、異常が生じるような場合については受託の範囲で適正に実施するよというのを求めておりまして、これに応じた業者の応札ということでございますので、そういった事態にはならないというふうに考えてございます。

以上です。

家崎仁行議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

議案第45号について反対討論をさせていただきます。

今、計画処理量についてですけども、35パーリッター要ということですけども。

家崎仁行議長

35キロリットルです。

3番 原隆伸議員

35kL/日ですね。そういうこととございますけども、この計画から見ると平成29

年度の現況について報告がなかったんですけども、30 kL/日もしくは32m³/日という大きさの処理量で、私は可能だというふうにどうしても考えるんですよ。

それから、よくあるんですけど、し尿処理場が地震とかそういうところで傾いて処理できないようになったというようなことをよくお聞きします。南海トラフの地震も近づいてきていることでもありますんでですね、そこら辺は十分に対応できているのかどうか不安点が残ります。

よって、これは全員協議会かなんかの説明であればいろいろとまた対応もできるんですけども、もう本当は入札が終わっているんだから反対もくそもできないんですけども、どう考えても手順を省いた現在のこのやり方についてはですね、もう少し手順を大事にしてほしいという意味も込めて反対討論とさせていただきます。

以上、よろしく。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第45号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第46号 多目的会館改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

多目的会館についての質問でございますけれども、エレベーターについてですけれども、地震なんか起こった場合にはエレベーターは停止すると思うんですけれども、この停止した時にもし閉じ込められる、ご老人などいると思うんですけれども、こういう時の対応についてのマニュアル及びそれについて、もしくはどうしても地震となれば停電しますけれども、その地震の時の逃げるためのエレベーターを使うんだとするならば、これほど危険なことはないんじゃないかなということが1つ考えられますので、これについてご説明願います。

それから、当会館はどうしても逃げ後れた方の津波避難、一見避難ビルみたいな形で利用するということであるけれども、はたしてこの町長のいう災害死者ゼロの達成という観点から見てですね、このビルの高さは要するに津波高さとして考えた時に適切であるのか、津波高さは何mとして考えているのかということと。

それから、逃げ後れた方がここへ行くんだとするならば健全な人たちが山へ逃げる、その山へ逃げるところが大丈夫なのかと。やっぱりそこら辺ですね、これがどうしても主要なことになりますので、この予算に対する質問ということでいくと、なかなか難しいところがあるんですけれども、この問題については避けて通れない原点だと思うんです。

だから、ここについて十分な考え方がないとですね、この工事について私自身賛成できないような気がするんですけれども、そこについて1階の駐車場、以前1階は駐車場だったのですが、今、駐車場をなくした理由とか、災害に遭う場所にわざわざ設置して災害に遭ったらその復旧なんかいろいろな予算、莫大な予算が要ると思うんですけれども、将来の町の予算は大丈夫なのかと、そこについてちょっとお聞かせ願います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず議員、先ほどからの質問とかですね、反対討論を聞かせていただきましたけどもね、基本的に今日は契約締結の。

家崎仁行議長

町長そのことは止めて、質疑に対して。質疑に対して答弁をお願いします。

尾上壽一町長

エレベーターはですね、停電時は使わないということでございます。高さについてはですね、これは初めからそういうお話の課長のほうから説明がありましたが、基本的にですね、ここは町として指定避難場所としないよというお話も2月の全協の時に、それから予算の時にもですね、そういう質疑をする機会もございましたし、そういうお話はそういう時にしていただければ幸いかなと思います。

家崎仁行議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長のほうもお話していただいたところなんですけれども、エレベーターは地震時には自動で近くの階に止まって開くという形になりますので、その中で閉じ込められるということはまず考えられないという機能になっております。その後、停止したエレベーターは再開するまでは停止のままでございます。

次に、逃げ遅れた人のための避難の高さという話ですけれども、町長からもありましたように、避難場所としての指定ではございませんので、もし逃げ遅れた方やどうしても避難できない方、山に避難できない方のための避難階段となっております。

次にですね、駐車場をなくした理由というようなお話がございました。1階が現在ピロティという形で駐車場にご利用していただいております。ただ今回の施設は地元とも協議していただいた結果、3階建ての1階から駐車場をなくした施設として問題ないというご回答もいただいておりますので、全面に駐車場を設けております。自治会等とも協議させていただいたので問題ないかというふうに考えております。

質問のほう以上だったと思うんですけども、はい。

家崎仁行議長

原隆伸君。

多目的会館の改築工事、この請負契約についての質疑に絞ってください。

3番 原隆伸議員

現在、エレベーターのことについて停電しても階までは動くということなんですけれども、これについては要するに停電保障というんですか、停電保障というには要するに発電機かなんかの停電保障において、電気が要するに通電するから要するにその階まで動くということなんですよね。それを1点ちょっとお聞きします。

それから、今お話を聞いていても逃げ遅れた人はそこへやむを得ず行くということなんです、そこへ逃げたら絶対安全ということは確認できないような受け止め方をしたんですが、それでよろしいですか、お願いします。

家崎仁行議長

井土課長。

井土誠生涯学習課長

エレベーターのほうは地震発生時に震度を確認した時点で近くに止まるというような機能になっております。バッテリーのほうが内蔵している、近くの階までの内蔵ということになります。

あと逃げ遅れた人のための高さの関係でございますが、あの施設周辺では5 mから11mにかけての津波が予測されておりますので、その津波に対しては避難場所としてその場所に避難して大丈夫というわけではございません。ただ津波、低い津波もちろんございます。その時の場合、逃げ遅れた方等がですね、そちらのほうへ避難していただくための階段としてご理解いただきたいと考えております。

家崎仁行議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

屋外階段の件なんですけども、これは幅910ということで設計図がなっているんですけど、ちょっと狭いかなという気もするんですけども、地区の方とも話した上だと思んですけど、あと階段幅ですね高さ、逃げ遅れた方が避難する階段としては、やっぱり足の悪

い方もみえるんで、その階段幅はある程度低く考慮されたのかどうか、その点についての
答弁を求めます。

家崎仁行議長

井土課長。

井土誠生涯学習課長

先ほど議員おっしゃったように幅は910で設定させていただいております。こちらのほうも自治会さんのほうにはお話をさせていただいております。あと高さの関係になると思うんですけども、高さは避難階段においては15cmという形で少し通常より低く避難できるような形になっております。

以上です。

家崎仁行議長

よろしいですか。

ほかございませんか。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

この設計でいいのかどうかという観点から質問させていただくので問題ないと思いますけども、この屋上14.8mの標高は何mになりますかね。それちょっとお聞きします。

家崎仁行議長

井土課長。

井土誠生涯学習課長

屋上の標高ですが、標高でいいますと13.5mとなっております。

以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

14.8じゃ低いわけ。これ設計は14.8になっている、14.88違うのか。ごめん。10何メートルやって。

家崎仁行議長

もう一度説明したってください。

井土課長。

井土誠生涯学習課長

全面の道路が2.3mでございまして、そこから傾斜であがっております。建物の高さとしましては地盤から10.75という形で表現させていただいております。全体の屋上の標高といたしましては13.5mということになっております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

直接関係ないけど町長の原議員に対する総論としてはごもつともな、怒りはごもつともだという部分はあるんですけども、やはりですね、そういうふうに町長がおっしゃるんだったら、全協で説明する時にですね、もつともだと思うんですよ町長の言い分というのはね。全協でそういうふうに言うんだったら、おっしゃるんだったら、やっぱり全協の時にですね、やはり柔軟にもうちょっと課長の説明もしてもらわんと、今回のもんだけじゃないですよ、すべての問題に対して、前も健康センターの問題で僕が言い出したらですね。

家崎仁行議長

奥村議員、質問に質疑に変えてください。

13番 奥村武生議員

やはりそういうふうにおっしゃるんだったら柔軟に対応して円滑な予算に対する質疑ができるような形に変えて考慮してほしいと思います。それだけです。

家崎仁行議長

答弁これはありませんのでよろしくお願いします。

ほかございませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

議案第46号 多目的会館の改修計画について反対討論をいたします。

本来災害死者ゼロをうたって紀北町が今、進んでいる中でですね、絶対に安心だというものでないものをあえて今つくる必要がないという観点で、もつともつと工夫すればもつ

と違うやり方があるんじゃないかということで、反対討論といたします。もう入札が終わったものでございますので、くだくだ言ってもしょうないもんですから私自身の考え方として、そういうふうに対処いたしますのでよろしくお願いします。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7

家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第47号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

玉津充君。

12番 玉津充議員

4つ質疑させてもらいます。

まず1つなんですが、ブロック塀のことなんですが、このブロック塀の点検はですね、どのような方法で行われましたかということが一つです。どういうメンバーでどのような方法で行われたんですかということです。

2つ目、このブロック塀はですね、まずこういう町の施設で問題がある箇所を修正しますという、この補正予算だと思うんですが、これはまず第一段階としてこれを重点としてやり、次にですね例えば通学路だとか避難路だとか、そういうところまで広く手を広げていくのかどうか。そこの段階的なことが2つ目です。

それから、3つ目ですね、長島墓地でこれ改修の費用が出ております。たぶん長島墓地は町管理なもので町の予算でやることになっておるんだと思うんですが、他の大多数の墓地についてはですね、町管理じゃないものですからそれぞれの管理母体が管理しております。もしそういう墓地で同じような改修が必要になった場合ですね、どのような援助を考えておられるのか、それが3つ目です。

それから、最後4つ目はですね、PCB、ポリ塩化ビフェニル、これが学校管理運営事業で370万円なんですが、これ自体どういうところに使われておる物質で、どのような毒性があつていわゆる何故その学校管理になつたのか、その辺のところはですね、ちょっと学校施設で使つておる物質じゃないと思うんですが、その辺の説明と。これ処理委託されるんだろうと思うんですが、どのような処理をされていくのか、そのことについて、以上4点お伺いします。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、まずブロック塀の点検についてお答えさせていただきます。

まず学校のほうからブロック塀の報告をいただきまして、学校教育課の職員と建設課の技術職員にお願いしまして、現地を回らせていただいております。その時に中に鉄筋が入つておるかどうかの調査等もさせていただいております。

次に今回は学校施設の補正予算をお願いするものでございますけど、その後の通学路等への影響ということでございますけど、今現在、各学校のほうに通学路の危険箇所等の調査確認をお願いしております。その結果は子どもたちのほうに通学路の危険箇所として指導をしていただく予定であります。

続きまして、PCBについてお答えさせていただきます。PCBについては学校で使用

しておりましたPCBを含む安定器とかコンデンサー、そういうふうな機器を取り外して保管をしておりました。それを今回処理をするために補正をお願いするものでございます。

具体的にPCBの毒性ということでございますけど、PCBの毒性につきましては脂肪に溶けやすいという性格から慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積しさまざまな症状を引き起こすと報告をされております。一般的にはPCBの中毒症状といたしましては、目やにや爪や口、粘膜への色素沈着などニキビのような吹き出物とか、爪の変形、顔や間接の腫れというような毒性があると伺っております。

次に今後の処理の方向についてでございますけど、このPCBの処理につきましてはJESCOという会社に委託をお願いする予定でございます。ただ今回、補正でお願いするのは高濃度のPCBの廃棄物でございますことから、JESCOの北九州PCB処理事務所のほうへ運搬する必要がございます。ですから運搬費用と処理費用を今回お願いするものでございます。すいません、JESCOにつきましては日本名で言いますと、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、そういうところに今回委託をお願いする予定でございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

玉本課長、墓地の件。玉本課長。

玉本真也環境管理課長

まず長島墓地の改修についてでございますが、こちらにつきましては建設課の職員に同行していただきまして、内部の鉄筋が入っているかどうかを確認できる機器を持ち込みまして確認していただき、建築基準法に適合する工事の施工を計画したものであります。あと他の地区の管理の墓地についてということですが、紀北町墓地整備費助成金交付要綱というものがございますので、そういったご相談があった場合には、こちらをご案内してご説明の上、工事をしていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ブロック塀の個人の方の補助につきましては、平成30年度から避難路につきましては避難路の確保という観点からブロック塀の撤去費の一部を助成させていただいております。また通学路につきましては現在まだ予定はございません。

以上です。

ごめんなさい。ブロック塀につきましては29年度から一部の撤去費を補助してごさいます。訂正させていただきます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

まずブロック塀の点検の方法を聞きましたんですが、いわゆる点検の点検する項目として、1つは鉄筋うんぬんという話が出たんですが、その他にも基準というかチェックする項目があるかと思うんですけど、その辺をもう少し詳しく説明していただけますか。点検したのであればちゃんとチェック項目だとか、点検項目をちゃんとチェックシートに落とし込んでそれでやられとると思うんですね。その辺の詳細を少し説明をお願いします。

それから、2つ目の質問については今回それを重点でやったけど、あと通学路だとかというところまで手を広げていくということで解釈でよろしいんですね。

それから、墓地に関してなんですが、これについてはもしそういうものがその管理しとる団体からそういう要請があがった場合に、もう一度どういう手続きをとって行政のほうへお願いするのか。またその予算はどれぐらい認められるのか。もう少し詳しくお願いします。

それから、PCBの件なんですが、これはたぶん大半が電気関係に使われておったと思うんですが、学校施設の中で使っておったものだけの処理ということで考えてよろしいんですか。例えば全町的に学校施設よりもたくさん使っておったようなところがあると思うんですね。それらをまとめてという話じゃなくって、学校施設の分だけを貯蔵してあったというふうに解釈してよろしいんですか、お願いします。

家崎仁行議長

宮本課長。

宮本忠宜学校教育課長

まずブロック塀の点検の項目でございまして、建築基準法施行令によりまして高さは2.2m以下でなければならないとなっております。さらに壁の厚さでございまして、高さ2m以下の部分は厚さが10cm以上、高さが2mを超えるものは厚さが15cm以上となっております。

続きまして、控え壁でございまして、高さ1.2mを超える場合は3.4mごとに控え壁が必

要ということになっております。また鉄筋も80cm以下の間隔で背筋するというような基準がございます。そういう基準に基づいてチェックをさせていただいております。

続きまして、PCBの今回お願いしとる処理の部分ですけど、これは学校で使用してありましたコンデンサーでありますとか、安定器の中に絶縁の油としてPCBが含まれている機器がございました。それを取り外して保管をしていたものを今回処理をお願いするものでございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

墓地整備費助成金のもう少し詳しい内容ということでございますが、まずそういった事案が発生した場合には墓地の管理者の方から事業計画書を出していただきます。名前は計画書になってございますが、どこでどういったことをやる事業費がいくらぐらいと、ごく簡単な計画書であります。そこで事業費を押さえまして今までですが、出るたびに補正予算または新年度予算で対応させていただいているということで、もしそういったご要望があれば直近の臨時会の補正予算に提案をしていくということになるかと思えます。

あと助成内容なんですけど上限はございませんが、事業費の3分の1を助成ということでございます。

以上です。

家崎仁行議長

よろしいですか。

玉津充君。

12番 玉津充議員

最後にですね、今のいろいろ教育関係のブロック塀のこといろいろ聞いてきたんですが、最終的にまとめると何カ所で総長さどれだけになるのかということ、わかっておったら教えてください。

それから、墓地の件なんですけど町長にお伺いします。こういう地震があつて緊急事態なんですけど、今言われた3分の1上限という話だったんですが、そういうことをですね、町の管理の墓地はですね、全額町費で負担すると。ほかの墓地は3分の1ということですね、こういう事態が発生したものでその辺の差額というのは町長としては申請があつた場

合に、何らかの変更を加えるとかというようなことはお考えになられるでしょうかいかがでしょう。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町営なんで町で100%、これは当たり前の話だと思います。例えば民間のですね、各区でつくった墓地なんか今のところはですね、墓地改修事業費補助金それをですね、使っていただきたいなと思っております。

それともう1点、ちょっと答弁が抜けていたようなんで私から答えさせていただきますけど、今、公共施設、町の施設のやつのすべて今回建設課にチェックしていただいてあげさせていただきます。その後の第2段というようなお話、通学路とかのお話が出ましたが、そこは民間の塀とかそういうものでございますので、それはやっぱり今の撤去補助金そういうものを使っただくとかですね、そういう工夫をしていただければありがたいなと思います。

ですから今の段階で補助金を墓地のコンクリートだけ変えるというのはですね、今の現時点では議論しておりません。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

町の公有施設のブロック塀の適合施設は全体で11施設ございました。また総延長のほうは今現在、把握はできてございません。

以上です。

家崎仁行議長

ほかございませんか。

奥村武生君。

13番 奥村武生君

先ほどの話の中でですね、公共施設以外のところで1箇所やったと29年度からとどこでしたんかいな、そういうふうに言ったと思ったんやけど。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ブロック塀の撤去につきましては29年度で長島地区で1件申請がございました。長島の浦町という地区の方が申請がございました。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生君

それから避難路のブロック塀で先ほどの長島の共同墓地につきましてはですね、住民の方からも随分これ困るというふうに言われていてやっていただくことは大賛成なんですけども、海山でもですね、墓地やっぱり点検、準公共施設になると思うんですよ、墓地の場合はね。海山の場合は引本の墓地のかつての県道の横ですけども、いち早くこれは中側から支柱を入れてですね、補修はしてあるというふうには聞いておりました、点検もしましたけども、こういうふうな事態になっておりますので点検できる、準公共的なところは是非点検を再度し直してほしいと。

それから、あと引本の墓地ですね、横の。これは中側から支柱を打ち込んでやっていますわ。ちょっと中まではよう見やんもんですから。それから、あとせっかく引本の寺の横から裏山へ逃げる道を800万円からの予算を付けていただいてやっていただいた経緯があるんで、ところがその先に引本の寺のこれは非常に弱いと思うんですけども、ブロック塀があるもので、これはただ単に補助の町3分の1だけじゃなしにですね、補助を増やしてもやっぱり避難路のことですから是非3分の1でなしに全部出すぐらいの避難路については勇気を持ってやってほしいという気もするんですけども、どうですかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、民間の部分になります墓地なんかもね、区で整備し、ですからそういう公共性が一定わかるんで3分の1の補助金を出させていただいておりますんで、そういう意味ではですね、そういうものを活用していただいて、またそういう半公共的などうかそういうところで見たいというんなら建設の技師もですね、行って見させていただく、ただ個別の皆さんの町が点検するということは馴染まないと思いますんで、そこはご理解いただきたいなと思います。また控え壁等のやり方とかですね、それはブロック塀を一定の高さで切るとか、いろいろな方法もございますので、ご相談があればまた

建設課のほうへお越しいただければと思います。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ブロック塀の助成につきましては10万円を限度に2分の1の補助となっております。

以上です。

家崎仁行議長

ほかございませんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

先ほどからブロック塀の話が町の施設、11施設なんですけれども、これから避難路とか大変な予算が予想されますけれども、国や地方自治体で大変な負担になると思うんです。

国や県に要望を出しておられると思いますが詳しい説明をお願いしたいと思います。

家崎仁行議長

近澤議員この予算書に沿ってのことやもんで、そのことに対して執行部ちょっと答弁お願いします。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

町としてはまだ要望のほうは提出はしてございませんが、新聞報道等で全国の町村会等で国のほうに要望はしているということは報道では確認をさせていただいております。

以上です。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今回一般財源ですけど先ほど国も補助の方向へ動いていると思うんですけれども、その後、補助が出た場合補てんされるんでしょうか。この予算ですけども、そういうことにはならなかったらそのことについても、要望されているのかどうか関連になります。

そしてもう1つブロック塀も先ほどから5件、2分の1の10万円までという話で、5件はたぶん満タンになっていると思うんですけれども、そのことについても関連ですけど

も、どのようにお考えなのか予算を増やしていくべきだとは思いますがお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に国の補助とかそれを待っていると危険を除去できないということなのでさせていただきます。その後ですね、国がどういうことを方向性を示すのかわかりませんので、それは様子を見るしかないかなと思います。ただ遡及してというのは難しい部分があるのではないかなと思います。

あと1点は補正予算ということですね、それも含めて今検討しております、そちらのほうは。もうほぼいっぱいだったね。

家崎仁行議長

よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

奥村であります。賛成討論いたします。

長島の公共墓地については長島の方からも随分昔からですね、これもう何とかしてもらわんと困るというふうに頼まれた経緯があって、私も独自のには担当にいった経緯があります。

それから、公共墓地に限らずですね、準公共墓地についての町長の柔軟な対応の発言も含めてですね、賛成するものであります。以上であります。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第47号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

家崎仁行議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

家崎仁行議長

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 54分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 9 月 5 日

紀北町議会議長

家崎仁行

紀北町議会議員

樋口泰生

紀北町議会議員

太田哲生